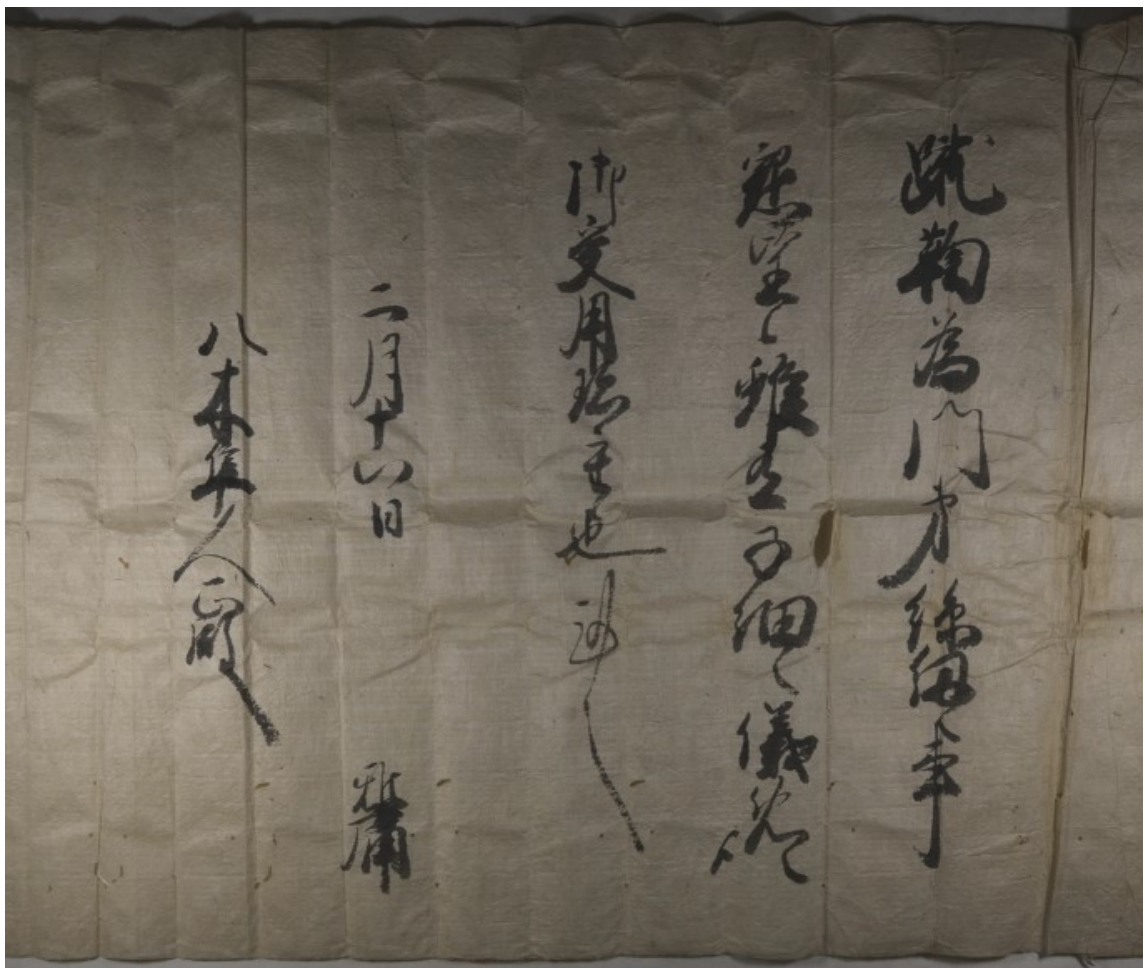


⑤〔飛鳥井雅庸書状〕

年未詳2月18日

八木隼人け まりが蹴鞠いとひもの門弟として糸紐（上半身の装束あすか いまさつねか）の着用を切に希望したため、飛鳥井雅庸（1569～1616年）が認可することを伝えた書状です。飛鳥井雅庸は、江戸時代前期の公家で、歌人・蹴鞠家として知られた人物です。八木隼人はや とのかみは、隼人正定長のことで、前橋藩士八木家の祖で、本願寺家臣だったと考えられています（青木裕美「八木家文書とその伝来について」）。寛永16（1639）年に没しました。本史料は、慶長6（1601）年から元和元（1615）年までの15年の間に発給された文書と見られています。

八木健次家文書 P09702 No.1592-4



【史料⑤】〔飛鳥井雅庸書状〕・年未詳

〔釈文〕

蹴鞠為門弟糸紐之事、
懇望候、雖有子細之儀、免之候、
御受用珍重也、謹言、

二月十八日

雅庸

八木隼人正殿

〔読み下し文〕

蹴鞠（けまり）の門弟として糸紐の事、
懇望（こんもう）し候、
子細の儀有ると雖（いえど）も、これを免じ候、
御受用（ごじゅよう）珍重なり、謹言、

二月十八日

雅庸

八木隼人正殿